

様式第 1 号（第 3 条関係）

8 松（障）第 3 5 6 号
令和 8 年 6 月 1 0 日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 7 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和 8 年 1 月 8 日付松監第 95 号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 福祉推進部 障がい福祉課	所管課等長氏名 木内 宏
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市久枝身体障害者福祉センター ・貸付備品の管理について 指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表 2」中の松山市久枝身体障害者福祉センター分）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や備品シールの貼付漏れがあり、適正に管理されていない状況が見受けられた。 貸付備品は基本協定書の別表に記載することとされている。市の財産を貸し付ける行為は重要な事項であることから、担当課においては、貸付備品の管理が適正に行われていない理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。	松山市久枝身体障害者福祉センター ・貸付備品の管理について 備品自体が無いものについて、廃棄処分の手続きを講じ、適正な備品の管理に努めている。数量の不一致や備品シールの貼付漏れは、指定管理者から廃棄等の報告が提出されていなかったことや備品シールの貼付が適切に実施されていなかったことについて、当課も確認不足であったことが原因である。 改善に向け、市と指定管理者で連携して、指定管理対象施設内の備品の調査を行い、指定管理者から提出漏れがあった備品の廃棄などについての報告を受け、適切な手続きを行うなど、備品台帳の整備を行い、令和 8 年 3 月 3 1 日付で基本協定書の変更を行った。これにより、貸与備品一覧、備品台帳及び備品を一致させた。 今後は、適切な備品管理を維持していくため、備品の異動があれば、速やかに適切な処理を行うよう改善する。